

平成27年(ノ)第1号 意匠権侵害差止等調停事件(本案・同年(ネ)第175号, 同第358号)

決 定

大阪市浪速区元町2丁目10番13号

控訴人兼附帯被控訴人

株式会社エレクス

(以下「控訴人」という。)

同代表者代表取締役

中井 浩

同訴訟代理人弁護士

小原 望

同

古川 智祥

同

岡井 加女代

同

増田 哲也

名古屋市緑区大高町一番割66番地-1

被控訴人兼附帯控訴人

大一電機産業株式会社

(以下「被控訴人」という。)

同代表者代表取締役

村上 雄三

同訴訟代理人弁護士

水野 健司

同訴訟代理人弁理士

足立 勉

上記当事者間の本事件について当裁判所は、当事者双方の意見を聴き、双方の公平その他一切の事情を考慮して、民事調停法17条に基づき、次のとおり調停に代わる決定をする。

主 文

- 1 控訴人は、被控訴人に対し、本件解決金として5000万円の支払義務があることを認める。
- 2 控訴人は、被控訴人に対し、前項の金員のうち1800万円を、本決定の確定日から14日以内に、三菱東京UFJ銀行名古屋営業部支店の「弁護士 水野健司(ベンゴシ ミズノ ケンジ)」名義の普通預金口座(口座番号75208

47)に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は控訴人の負担とする。

- 3 控訴人は、被控訴人に対し、第1項の金員のうち3200万円を、控訴人が前項の金員の支払をした日から7日以内（又は控訴人が前項の金員の支払を怠ったときは、本決定の確定日から14日以内）に、前項と同様の方法により支払う。ただし、振込手数料は控訴人の負担とする。
- 4 控訴人が第2項の金員を支払ったときは、被控訴人は、控訴人に対し、控訴人が名古屋地方裁判所平成27年（モ）第33号強制執行停止申立事件について供託した担保（名古屋法務局平成26年度金第3923号）の取消しに同意し、その取消決定に対し抗告しない。
- 5 被控訴人はその余の請求を放棄する。
- 6 控訴人及び被控訴人は、控訴人と被控訴人との間には、本件に関し、本決定条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 7 訴訟費用及び調停費用は、第1、2審を通じて、各自の負担とする。

請求の表 示

請求の趣旨及び原因は、別紙訴状及び訴状訂正申出書（各写し）各記載のとおり。ただし、「原告」とあるのを「被控訴人兼附帯控訴人」と、「被告」とあるのを「控訴人兼附帯被控訴人」と、それぞれ読み替える。

平成27年8月31日

名古屋高等裁判所民事第2部

裁判長 孝 橋 宏

裁判官 戸 久

裁判官 森 淳 子



訴 状

平成24年2月10日

東京地方裁判所民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士

水野 健 司



原告訴訟代理人弁理士

足立 勉



原告補佐人

小早川 俊一郎



〒459-8001 名古屋市緑区大高町一番割66番地-1

原 告 大一電機産業株式会社

代表者代表取締役 村上 雄三

〒460-0003 名古屋市中区錦一丁目20番19号名神ビル

名古屋国際特許業務法人（送達場所）

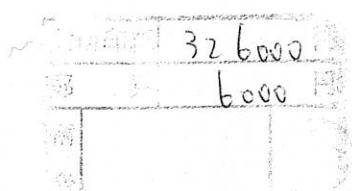
原告訴訟代理人弁護士 水野 健 司

原告訴訟代理人弁理士 足立 勉

原告補佐人 小早川 俊一郎

電話 (052) 203-1001

ファックス (052) 231-0515



〒556-0016 大阪市浪速区元町二丁目10番13号

被 告 株式会社エレクス
代表者代表取締役 中井 浩

意匠権侵害差止等請求事件

訴訟物の価額 金1億0187万5千円

貼用印紙額 金32万6千円

請求の趣旨

- 1 被告は、別紙イ号製品目録記載の製品を製造、販売又は販売のための展示をしてはならない。
 - 2 被告は、前項記載の製品を廃棄せよ。
 - 3 被告は、原告に対し、金4千万円及びこれに対する本訴状送達の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 4 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに仮執行宣言を求める。

請求の原因

第1 当事者

- 1 原告は、昭和46年に創業し、昭和56年に設立された株式会社であり、遊技場向け電子制御機器の製造及び販売等を業として行っている。
- 2 被告は、平成21年2月5日に設立された株式会社であり、遊技場向け電子制御機器としてパチンコ・スロット用の呼出ランプ等の製造及び販売等を行っている。

第2 原告の意匠権

1 本件意匠権

原告は、次の意匠権（以下「本件意匠権」といい、その登録意匠を「本件登録意匠」という。）を有している（甲1）。

登録番号

第1264441号

出願年月日	平成17年1月13日
登録年月日	平成18年1月20日
意匠に係る物品	遊戯用器具の表示器
登録意匠	意匠公報（甲2）記載のとおり

2 本件登録意匠の構成

（1） 基本的構成態様

本件登録意匠の基本的構成態様は次のとおりである。

- ア 点灯して変動表示できるデータ表示部が横長に配置されている。
- イ 中央に大きく3桁の数字表示部が配置されている。
- ウ 中央の数字表示部の左、右及び下に、複数の数字表示部及びグラフや文字を表示可能な1個のグラフ表示部が配置されている。

（2） 具体的構成態様

本件登録意匠の具体的構成態様は次のとおりである。

- ア データ表示部は、平行な上辺及び下辺を横長にした六角形であり、左右側辺における角部が中央よりやや上方にあり、上辺よりも下辺が短い逆台形状を形成している。
- イ 中央の数字表示部の左上に、中程度の大きさの4桁の数字表示部が配置されている。
- ウ 中央の数字表示部の左下に、グラフや文字を表示可能なグラフ表示部が配置されている。
- エ 中央の数字表示部の右に、左からそれぞれ3桁及び2桁の数字表示部が、3行にわたり合計6個配置されている。
- オ 中央の数字表示部の下に、左からそれぞれ3桁及び2桁の数字表示部が2個配置されている。

第3 被告の行為

1 被告は、本件登録意匠の登録後である平成21年4月1日より現在に至るまで、別紙イ号製品目録記載のパチンコ又はスロット用の呼出ランプ（以下「イ号製品」といい、その意匠を「イ号製品意匠」という。）を製造、販売及び販売のための展示をしている（甲3～甲5）。

2 イ号製品意匠の構成

（1）基本的構成態様

イ号製品意匠の基本的構成態様は次のとおりである。

ア 点灯して変動表示できるデータ表示部が横長に配置されている。

イ 中央に大きく3桁の数字表示部が配置されている。

ウ 中央の数字表示部の左、右及び下に、複数の数字表示部及びグラフや文字を表示可能な1個のグラフ表示部が配置されている。

（2）具体的構成態様

イ号製品意匠の具体的構成態様は次のとおりである。

ア データ表示部は、平行な上辺及び下辺を横長にした四角形であり、左右側辺は内側に湾曲しており、上辺よりも底辺が短い逆台形状を形成している。

イ 中央の数字表示部の右上に、中程度の大きさの4桁の数字表示部が配置されている。

ウ 中央の数字表示部の右下に、グラフや文字を表示可能なグラフ表示部が配置されている。

エ 中央の数字表示部の左に、左からそれぞれ3桁及び3桁の数字表示部が、3行にわたり合計6個配置されている。

オ 中央の数字表示部の下に、左からそれぞれ3桁、4桁及び2桁の数字表示部が3個配置されており、一番右の2桁の数字は小さく配置されている。

第4 意匠の対比

1 物品の同一性

イ号製品は、パチンコ又はスロット用の呼出ランプであり、本件登録意匠に係る物品としての「遊戯用器具の表示器」と同一である。

2 本件登録意匠の要部

(1) 本物品の性質、用途、使用態様

本件登録意匠に係る物品としての遊戯用器具の表示器は、パチンコやスロットなどの遊戯用器具の上部に設定されるものであり、データ表示部に遊戸者の各データを表示するセグメントを点灯させることにより所望の数字、色などを変動表示させるとともに、上部に輝度、色調を可変できる上部ランプと、左右に各ボタンを押すことによって点灯する左右ランプが設けられたものである。

データ表示部に遊戸者の各データを表示するセグメントを点灯させることにより遊戸者の興味や興奮を高める効果を意図している。

(2) 公知意匠

本件登録意匠の登録出願前に公知であった遊戯用器具の表示器に係る意匠について次のものが存在している。

意匠登録第1205970号（以下「公知意匠1」という。甲6）

意匠登録第1215544号（以下「公知意匠2」という。甲7）

意匠登録第1215545号（以下「公知意匠3」という。甲8）

公知意匠1～3はいずれも数字表示部のみから構成されており、その数及び配置が異なる。

かかる公知意匠1～3を前提にすれば本件登録意匠は、数字表示部の大きさ、数及び配置、並びにグラフや文字を表示可能なグラフ表示部が配置されている点に特徴がある。

(3) 要部

本件登録意匠は、遊戯者に遊戯器具の現在の状態をデータ表示部に表示させる機能を有するものであるから、表示器の外枠の形状には、特に特徴があるものではなく、そのデータ表示部に特徴を有する。

そして、公知意匠との差異から需要者が最も注意を惹かれる部分は、中央に大きく3桁の数字表示部が配置されており、その数字表示部の周囲に、大きさの異なる複数の数字表示部及びグラフや文字を表示可能なグラフ表示部が配置されている点にあり、これが本件登録意匠の要部にあたる。

3 本件登録意匠とイ号製品意匠との類否判断

(1) 共通点

本件登録意匠の要部についてイ号製品意匠との共通点は次のとおりとなる。

ア 中央に大きく3桁の数字表示部が配置されている。

イ 中央の数字表示部の左、右及び下に、複数の数字表示部及びグラフや文字を表示可能な1個のグラフ表示部が配置されている。

ウ 中央の数字表示部の横上に、中程度の大きさの4桁の数字表示部が配置されている。

エ 中央の数字表示部の横下に、グラフや文字を表示可能なグラフ表示部が配置されている。

オ 中央の数字表示部の横に、左から2～3桁の2個の数字表示部が、3行にわたり合計6個配置されている。

カ 中央の数字表示部の下に、複数の数字表示部が配置されている。

(2) 差異点

本件登録意匠の要部についてイ号製品意匠との差異点は次のとおりとなる。

ア 中央の数字表示部の横上に配置される4桁の数字表示部について、本件登録意匠では左に配置されているのに対し、イ号製品意匠では右に配置されている。

イ 中央の数字表示部の横下に配置されるグラフや文字を表示可能なグラフ表示部について、本件登録意匠では左に配置されているのに対し、イ号製品意匠では右に配置されている。

ウ 中央の数字表示部の横に配置される6個の数字表示について、本件登録意匠では右に配置されているのに対し、イ号製品意匠では左に配置されている。また数字の桁数が異なる。

エ 中央の数字表示部の下に配置される複数の数字表示部について、本件登録意匠では、左からそれぞれ3桁及び3桁の数字表示部が2個配置されているのに対し、イ号製品意匠では、左からそれぞれ3桁、4桁及び2桁の3個の数字表示部が配置されており一番右の2桁の数字表示部は小さく配置されている。

(3) 類否判断

本件登録意匠の要部、すなわち中央に大きく3桁の数字表示部が配置されており、その数字表示部の周囲に、大きさの異なる複数の数字表示部及びグラフや文字を表示可能なグラフ表示部が配置されている点についてはイ号製品意匠と共通する。

本件登録意匠とイ号製品意匠との差異点として、文字を表示可能なグラフ表示部及び6個の数字表示部の配置が左右で異なる点にあるが、需要者に与える印象は変わらない。

なお、意匠登録第1311958号（以下「参考登録意匠1」という。甲9）及び意匠登録第1312468号（以下「参考登録意匠2」という。甲10）は、関連意匠として登録されているが、表示部の配置について左右の位置関係が差異となっている。

したがって、本件登録意匠とイ号製品意匠とは基本的構成態様が共通し、具体的構成の差異も通常行われる僅かな変更であり、需要者に与える美感の印象も極めて似たものであることから、類似の意匠である。

第5 損害

1 意匠法39条2項に基づく損害額

イ号製品の1台あたりの販売価格は金1万6000円を下らず、これら製品の発売開始から現在までの販売台数は合計2万台を下らないため、これら製品の売上総額は金3億2000万円を下らない。イ号製品1台を製造するために要した追加的な費用の合計は、金5000円を上回らないため、売上総額に対する費用総額は金1億円である。

そのため被告がイ号製品を製造・販売することにより得た利益は、金2億2千万円となり、この金額が意匠法39条2項に基づく原告の損害額となる。

2 弁護士・弁理士費用

原告は、本件につき弁護士・弁理士に事件を依頼せざるを得ず、かかる費用は金1千万円を下らない。

第6 訴訟提起に至る経緯

1 被告代表者である訴外中井浩は、平成7年4月1日から平成20年7月20日まで、原告の従業員として勤務した後、平成21年2月5日、被告を設立し、被告の代表取締役に就任した。

2 訴外杉山克政は、平成15年12月21日から平成20年9月20日まで、原告の従業員として勤務した後、現在は、被告の名古屋営業所（名古屋市南区道徳新町四丁目35）にて業務を行っている。

3 訴外渡辺伸一は、平成15年8月1日から平成20年9月20日まで、原告の従業員として勤務した後、現在は、被告の名古屋営業所にて業務を行っている。

4 原告は、被告らに対し、原告のソースプログラム、電気回路図などの営業秘密を無断で持ち出し、またソースプログラムを複製乃至翻案したとして、著作権侵害等を理由として訴訟を提起しており、現在東京地方裁判所民事第29部B係（東京地裁平成22年（ワ）第42457号）に係属している。

第7 結論

よって、原告は被告に対し、本件意匠権に基づき、イ号製品の製造、販売又は販売のための展示の差止めを求めるとともに、不法行為に基づく損害賠償請求権に基づき金2億3千万円の一部として金4000万円及びこれに対する訴状送達の日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

証拠方法

- 甲1 意匠登録原簿（本件意匠）
- 甲2 意匠公報（本件意匠）
- 甲3 イ号製品カタログ
- 甲4 H Pからの抜粋（イ号製品の説明）
- 甲5 写真撮影報告書（イ号製品）
- 甲6 意匠登録第1205970号（公知意匠1）
- 甲7 意匠登録第1215544号（公知意匠2）
- 甲8 意匠登録第1215545号（公知意匠3）
- 甲9 意匠登録第1311958号（参考登録意匠1）
- 甲10 意匠登録第1312468号（参考登録意匠2）

添付書類

- | | | |
|---|-------|-----|
| 1 | 訴状副本 | 1通 |
| 2 | 資格証明書 | 2通 |
| 3 | 訴訟委任状 | 1通 |
| 4 | 甲号証写し | 各2通 |

イ号製品目録

商品名：エレクスランプ

型番：EL-A1

なお、外観は写真のとおり

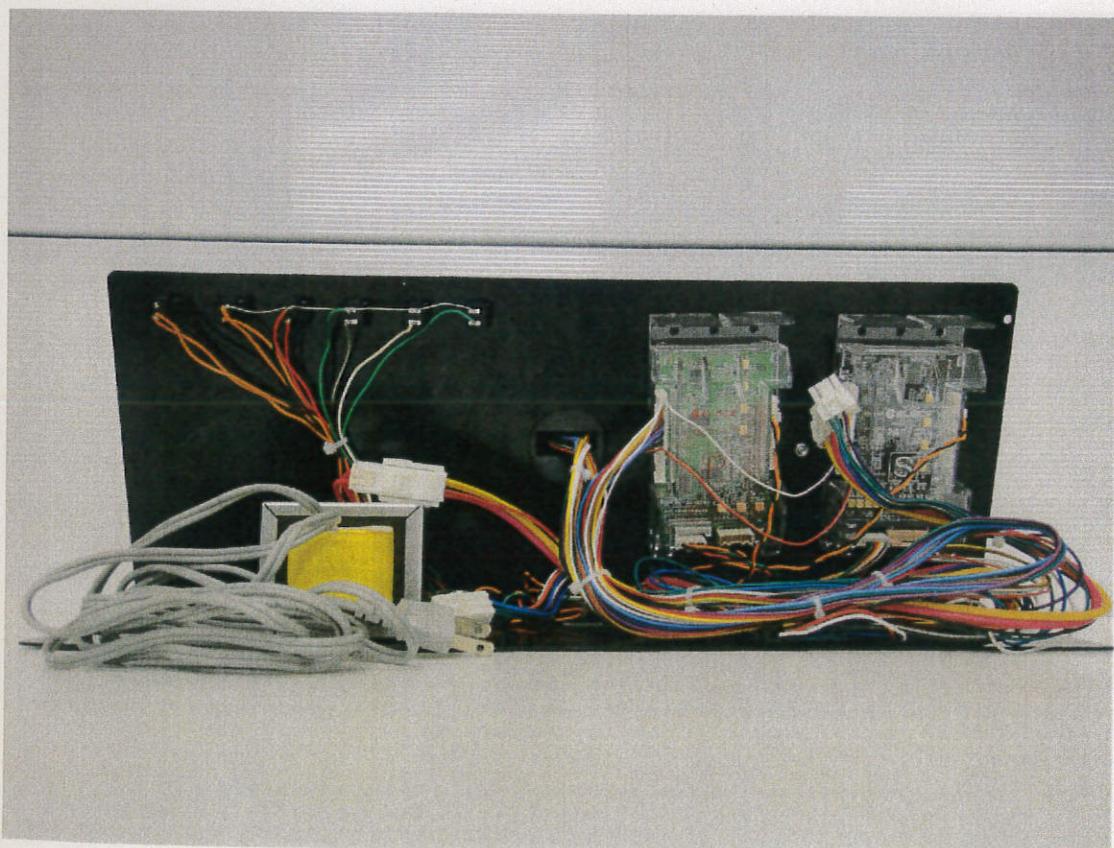
【斜視図】



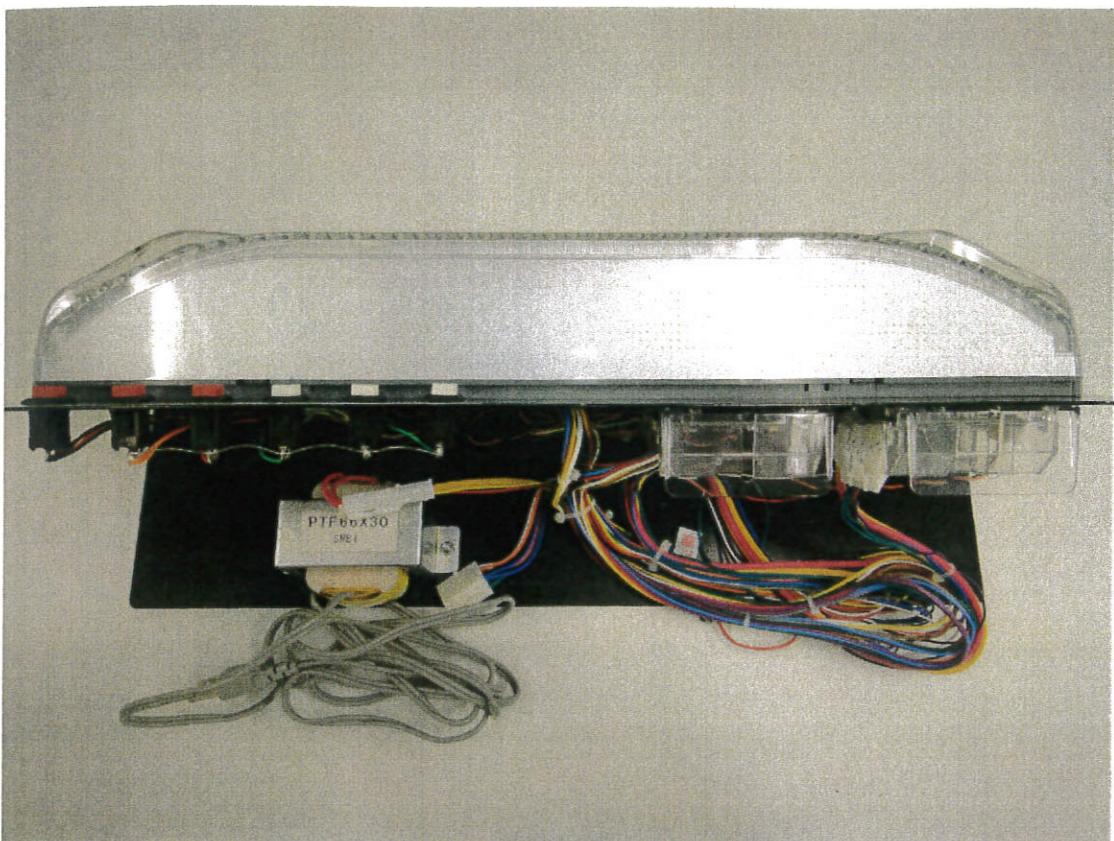
【正面図】



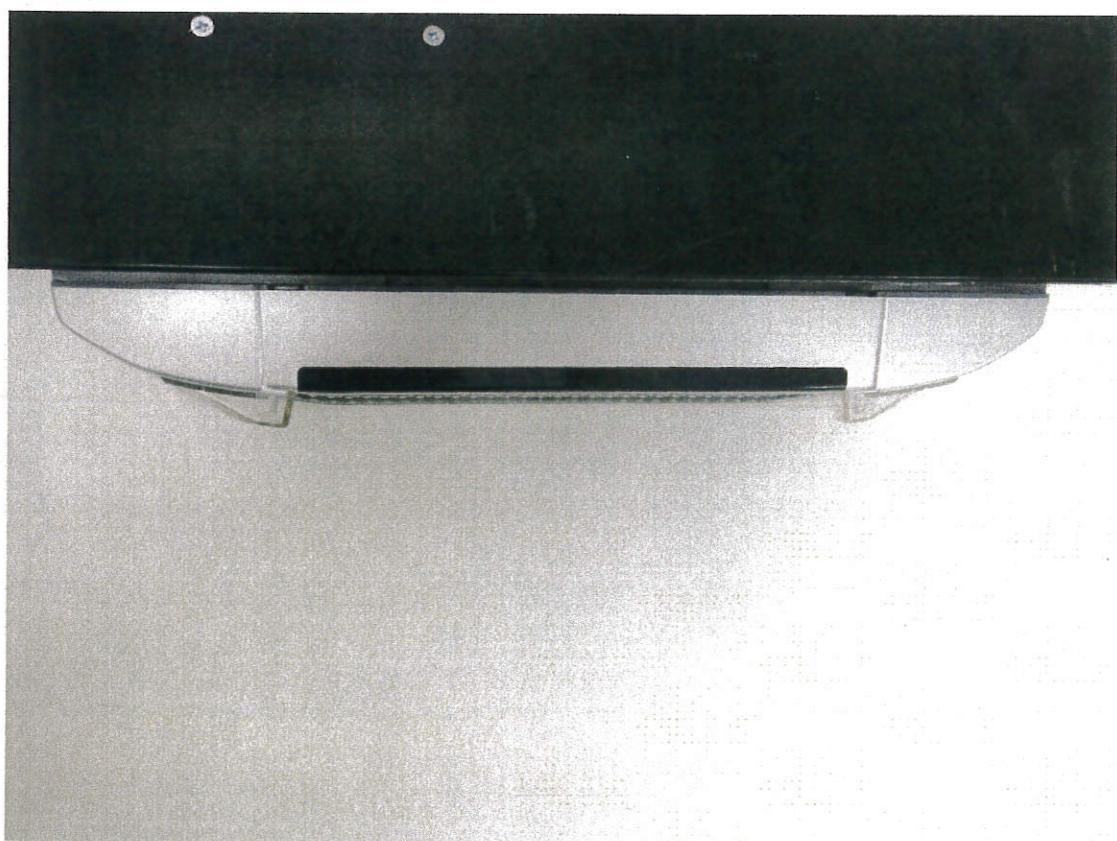
【背面図】



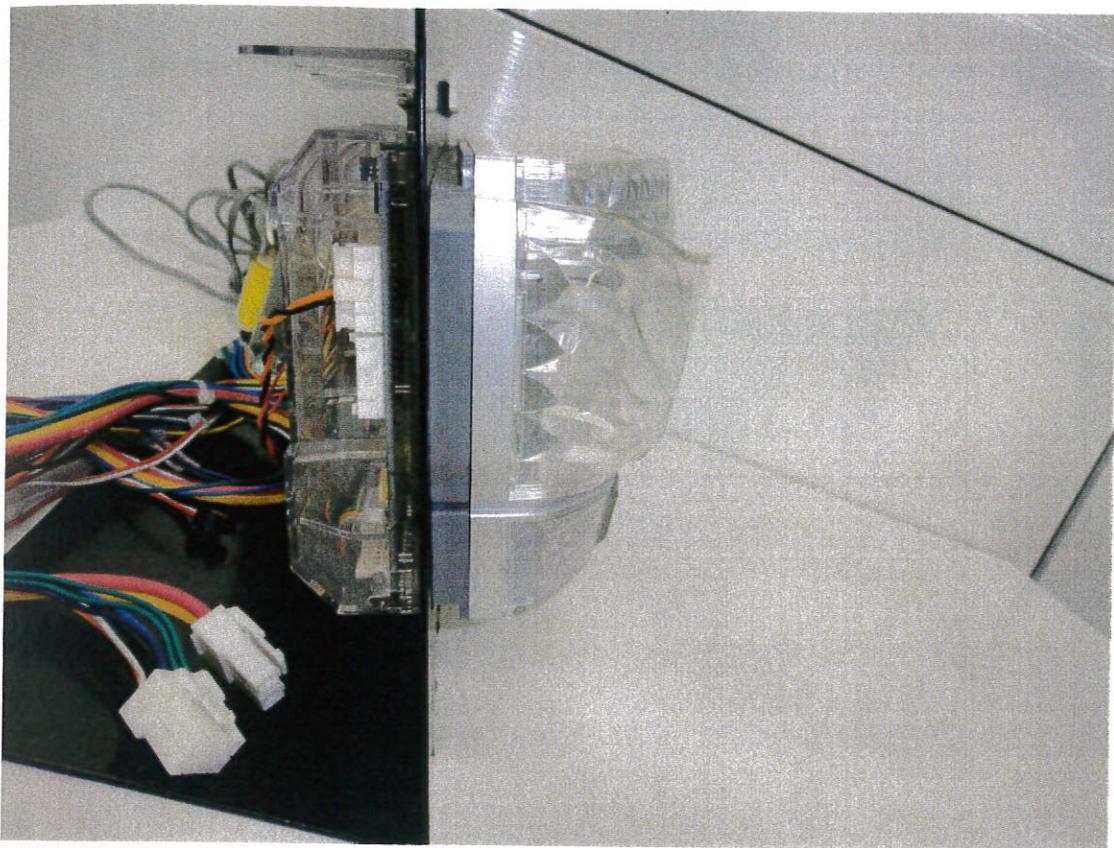
【平面図】



【底面図】



【左侧面図】



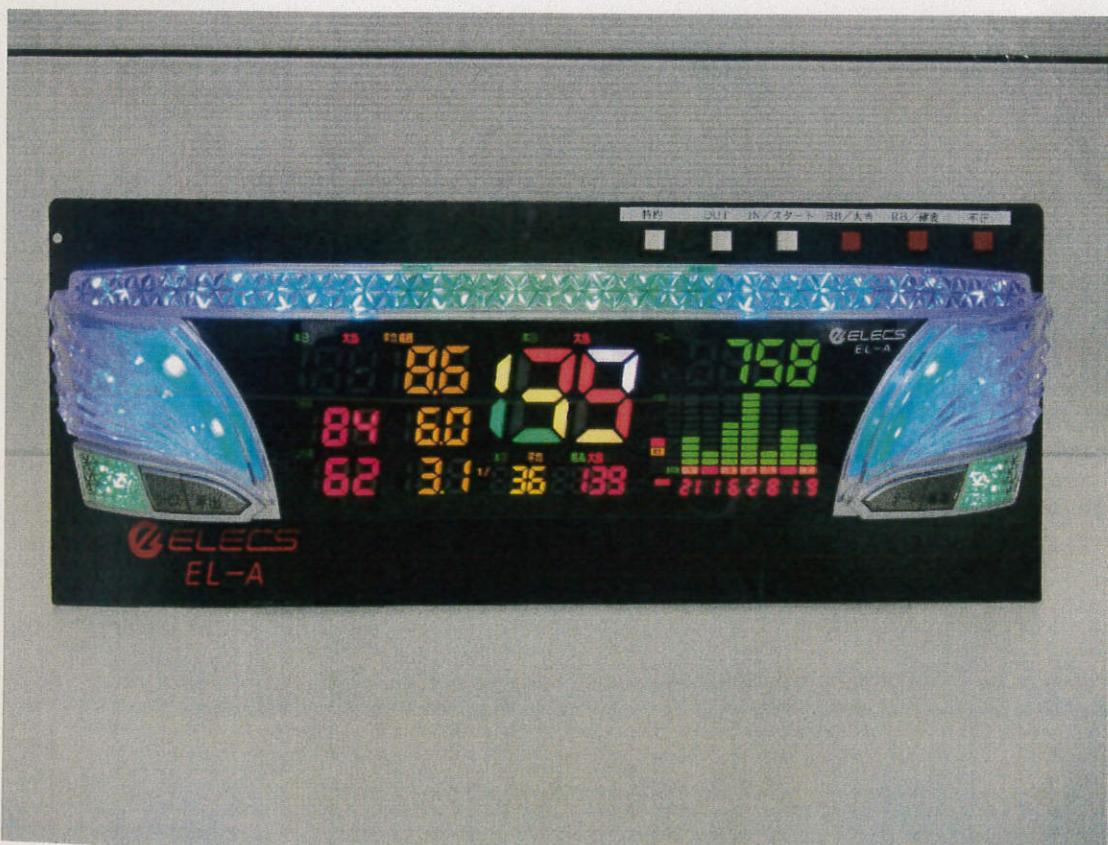
【右侧面図】



【通電状態を示す参考図 1】



【通電状態を示す参考図 2】



(別紙)

第 / 回弁論 陳述



平成24年(ワ)第3769号 意匠権侵害差止等請求事件

原 告 大一電機産業株式会社

被 告 株式会社エレクス

訴状訂正申出書

平成24年2月16日

東京地方裁判所民事第40部3D係 御中

原告訴訟代理人弁護士

水野 健司



原告訴訟代理人弁理士

足立 勉



原告補佐人

小早川 俊一郎



頭書事件について平成24年2月10日付で提出した訴状につき下記のとおり訂正します。

記

訴状第10頁「第7 結論」の第3行にある「金2億3千万円の一部として金4000万円」の記載を「金2億3千万円の一部として金4000万円（意匠法39条2項に基づく損害の一部として金3800万円、弁護士・弁理士費用の一部として金200万円）」と訂正する。

以上



これは正本である。

平成27年8月31日

名古屋高等裁判所民事第2部

裁判所書記官 小林史明

